

わかやまけん しゅうがくしょうれいきん
和歌山県修学奨励金（奨学金）

申請についてのお知らせ



高等学校等に在学している方を対象に奨学金貸与希望者の募集を行います。

募集期間

令和8年4月15日（水）～ 令和8年5月21日（木）

対象者

次の(1)～(4)のすべてに該当する者

- (1)高等学校等に在学していること。
- (2)本人の生計を主として維持する者が、和歌山県内に住所を有すること。
- (3)世帯全員の年間収入額が、和歌山県が規定する貸与基準額以下であること。
- (4)一部の修学資金、教育支援費などの貸与を受けていないこと。

貸与月額

	国公立学校等	私立学校等
自宅通学	18,000円	30,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円

貸与期間

在学する高等学校等の標準修業年限

対象者の詳細

(1)対象となる高等学校等とは以下のものです。

- ・高等学校
- ・中等教育学校の後期課程
- ・高等専門学校
- ・特別支援学校の高等部
- ・専修学校の高等課程

(2)貸与基準額(和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の規定)【4人世帯の場合】

※あくまで給与収入者の目安で、世帯構成や事情等により増減します。

世帯の居住する市町村	貸与基準額の上限
和歌山市	540万円
海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 岩出市 紀美野町 湯浅町 美浜町 白浜町 那智勝浦町 太地町 串本町	500万円
上記以外の市町村	480万円

(3)一部の修学資金、教育支援費とは以下のものです(いずれも月額貸与のもの)。

- ・独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金
- ・母子父子寡婦福祉資金の修学資金
- ・和歌山県高等学校定時制及び通信制課程の修学奨励金
- ・生活福祉資金貸付金の教育支援費

貸与時期

	1回目(4~7月分)	2回目(8~11月分)	3回目(12~3月分)
貸与時期	7月下旬以降	11月末日	3月末日

申請書類の入手方法

在学する高等学校等で募集要項を受け取ってください。

県外の高等学校等に在学している方は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

家計急変について

収入額が貸与基準額を満たしていない場合でも、家計急変による申請を随時募集しております。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

返還について

貸与期間終了後10年以内に返還していただきます。

※大学等に在学中等の場合は申請することにより返還が猶予されます。

※納期限内に納入がない場合は、年率10.95%の延滞金がかかりますので、必ず納期限内に納入してください。

問い合わせ先

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班

電話 073-441-3728

しゅうがくしょうれいきん

お問い合わせの際は「修学奨励金の申請について」とお伝えください。

